

# JRサービック労働組合 ジャストニュース



No. 118  
2026年2月13日  
JRサービック労働組合  
発行責任者 柳楽 関

## サービック労組からの脱退に対するJS労の対応！

### 脱退届

関西新幹線サービック労働組合  
執行委員長 殿

私は、関西新幹線サービック労働組合を脱退します。

2026年2月11日

フリガナ	ウバ ナオキ
氏名	姥 直樹
生年月日	
職場名	新大阪第二事業所

2026年2月11日

関西新幹線サービック労働組合  
執行委員長 浦川 覚 殿

JRサービック労働組合  
執行委員長 柳楽 関



### 通告書

2026年2月11日、関西新幹線サービック労働組合新大阪第二事業所分会に所属する姥直樹さんは、これまで貴労組とJRサービック労働組合との二重加盟でしたが、この度、貴労組を脱退しました。よって、下記の通り通告します。

### 記

- 脱退はその旨の通告だけで効力を生じ、脱退の効果は、脱退者の意思表示によって直ちに発行します。今後、当該組合員は貴労組と無関係の労働者です。「統制処分」「除名処分」等をする権利は貴労組にはありません。こうした行為を行ったり、組合機関紙等に掲出された場合は、法的な対応を行います。
- 労働基準法第24条による貴労組と会社が締結している労働協約第48条における組合費の控除を直ちに停止して下さい。

JRサービック労「申」第13号  
2026年2月11日

株式会社関西新幹線サービック  
代表取締役社長 小松 修治 殿

JRサービック労働組合  
執行委員長 柳楽 関



### 組合員に関する申し入れ

2月11日、新大阪第二事業所に所属する姥直樹さんは、これまで関西新幹線サービック労働組合とJRサービック労働組合との二重加盟していたが、関西新幹線サービック労働組合を脱退した。そのことを受け、会社が当該組合員に対して如何なる介入や不当な対応を行わないよう警告すると共に、下記の通り申し入れる。

### 記

- 労働基準法第24条による関西新幹線サービック労働組合と締結している労働協約第48条における組合費の控除を直ちに止めること。
- 当該組合員に対する不利益行為や不当な介入を行わないこと。そのことが発覚した場合は、直ちに法的な手段を講ずることを申し添える。

以上

2026年2月11日

〒532-0003  
大阪市淀川区宮原4丁目1番14号  
住友生命新大阪北ビル6階  
株式会社関西新幹線サービック  
代表取締役 小松 修治 殿

〒530-  
大阪市北区西天満

法律事務所  
電話06-63 -  
FAX 06-63 -  
弁護士



### 通知書

当職は、株式会社関西新幹線サービック新大阪第二事業所に所属する姥直樹氏を代理してご通知します。

姥直樹氏は、関西新幹線サービック労働組合とJRサービック労働組合に加盟していましたが、2026年2月11日、関西新幹線サービック労働組合を脱退しました。つきましては、姥直樹氏につき、貴社が労働基準法第24条により関西新幹線サービック労働組合と締結している労働協約第48条に定める給与からの組合費控除を直ちに止めるよう、要請します。

以上